

令和6年7月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第117号 損害賠償等請求反訴事件

口頭弁論終結日 令和6年4月23日

判 決

反 訴 原 告

女性スペースを守る会—LGBT法案
における『性自認』に対し慎重な議論
を求める会—

(以下「原告」という。)

同代表者共同代表

同

同

同訴訟代理人弁護士

滝 本 太 郎

反 訴 被 告

劉 靈 均

(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

神 原 元

同

宋 惠 燕

同

穂 積 匡 史

同

太 田 伊 早 子

同

藤 塚 雄 大

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、別紙投稿記事目録記載の投稿（以下「本件投稿」という。）を削除せよ。
- 2 被告は、原告に対し、別紙謝罪文目録記載「掲載要領」に従った同目録記載「掲載内容」のと通りの謝罪文を送付せよ。
- 3 被告は、原告に対し、別紙謝罪文目録記載「掲載要領」に従った同目録記載「掲載内容」のと通りの謝罪文を同目録記載「掲載条件」に従って掲示せよ。
- 4 被告は、原告に対し、54万5000円及びこれに対する令和5年1月17日から支払済みまで年3%の割合による金員並びに令和5年1月17日から本件投稿の削除済みまで1日5000円の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、被告がインターネット上の短文投稿サイトであるツイッター（現在の名称は「X」であるが、以下、名称変更の前後を問わず「ツイッター」という。）に投稿した本件投稿により原告の名誉を毀損したと主張して、①民法723条に基づき、名誉を回復するのに適当な処分として本件投稿の削除、謝罪文の送付及び掲示を求め、②民法709条及び民法710条に基づき、不法行為後の日である令和4年9月30日から反訴提起日の翌日である令和5年1月16日までの1日5000円の割合による慰謝料合計54万5000円（＝5000円×109日）及びこれに対する令和5年1月17日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金並びに令和5年1月17日から本件投稿の削除済みまで1日5000円の割合による慰謝料の各支払を求める事案である。
- 2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）（証拠の番号は、特に断らない限り、枝番号を含む。以下同じ。）

(1) 当事者

ア 原告は、「女性スペースを守る会－LGBT法案における『性自認』に対し
慎重な議論を求める会」と称する権利能力なき社団である。

イ 被告は、LGBT研究を専門とする相模女子大学の非常勤講師である。ツ
イッター上の被告のアカウントは、令和4年12月時点で、約2700人の
フォロワーを擁していた。(乙2の4)

(2) 原告は、令和4年9月23日、「安富歩氏を被告に名誉毀損訴訟 「闇の勢
力」でも統一教会絡みでもない「守る会」と滝本弁護士 当会と滝本氏の名誉
を守るため、防波堤役弁護士・滝本氏が原告となって、9月22日、名誉毀損
訴訟を提起しました。詳細は以下 note 記事をご覧ください。」との内容の投稿
(以下「原告投稿」という。)をし、原告のウェブサイト(以下「本件サイト」
という。)においても、原告訴訟代理人が、安富歩を被告として名誉毀損訴訟を
提起した旨の記事を投稿した(甲4、54)。

(3) 被告による本件投稿とその影響

ア 被告は、令和4年9月25日、ツイッター上の自己のアカウントにおいて、
原告投稿を引用する形で本件投稿を投稿した(甲5)。

イ 本件投稿のうち、「悪質トランス差別団体「女性スペースを守る会」との
記載は、一般の読者の普通の注意と読み方をすれば、原告が悪質なトランス
ジェンダーを差別する団体であると指摘したものであり、原告の社会的評価
を低下させるものであった。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 本件投稿は、特定の事実を摘示して原告の名誉を毀損するものか、それとも、
意見ないし論評により原告の名誉を毀損するものか(争点1)。

(原告の主張)

原告が、悪質なトランスジェンダーを差別する団体であるとの指摘は、事実
を摘示して原告の名誉を毀損するものである。

(被告の主張)

否認する。原告が悪質なトランスジェンダーを差別する団体に当たるかどうかは証拠等による証明になじまないものであるから事実の摘示に当たらず、意見ないし論評の表明に当たるものである。

(2) 違法性阻却事由又は責任阻却事由が認められるか（争点2）。

(被告の主張)

ア 本件投稿の前提事実、原告が、トランスジェンダー女性に女性トイレの利用を認めるべきではないとの活動をしていること、LGBT保護法案（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月23日号外法律第68号）として後に成立したもの。以下同じ。）における「性自認」に対して慎重な議論を求める政策を掲げて活動していることであるが、いずれも真実である。

イ 本件投稿が前提とした原告の活動は、専ら不特定多数人の利害に関するものであるから公共の利害に関するものといえる。

ウ 本件投稿の目的は、トランスジェンダー差別に反対し、トランスジェンダーの基本的人権を守ることにあるので、専ら公益を図ることにあつたといえ、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでもない。

エ したがって、違法性阻却事由が認められる。

(原告の主張)

否認ないし争う。仮に、意見ないし論評の表明に当たるとしても、原告の活動が差別ではないことが明らかであるので、原告に対する人身攻撃や原告の人格の否定といえ、意見ないし論評としての域を逸脱した違法なものである。

(3) 損害の発生及びその額（争点3）

(原告の主張)

本件投稿により日々損害が発生しているが、その損害額は1日当たり5000円を下らない。

(被告の主張)

否認ないし争う。

(4) 名誉回復措置の要否 (争点4)

(原告の主張)

本件投稿により毀損された原告の名誉を回復するためには、本件投稿の削除、謝罪文の送付及び掲示が必要である。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実 (後掲の証拠によれば以下の各事実が認められる。)

(1) 原告の活動内容について

ア 原告は、女性自認者 (トランスジェンダー女性であるが性別適合手術を受けていない身体的には男性である者のこと。以下同じ。) と女性らしい装いの男性、よからぬ目的で入ってくる男性とは、外見からは区別できないから、女性自認者や「女性らしい」装いの男性が女性トイレを利用することができるようになると、実質的には女性の装いをする男性の全てが女性トイレに自由に入るおそれがあると考え、LGBT保護法案が審議されるうえで、女性自認者や「女性らしい」装いの男性が女性トイレを使用することを公に認めるべきではないことを明確にし、「性自認」について広く国民の議論を喚起しつつ、十分な国会審議がされることを求めるために発足した団体である (甲33、34)。

イ 原告は、令和3年10月20日、国政選挙の立候補者に対し、「性自認」が女性であり身体が男性である人が、公衆の女性トイレに入ることについてどう思うか等の問いが含まれる公開質問状を送付したことを本件サイト上で公開した (甲57)。

ウ 原告は、令和4年1月から2月にかけて、鉄道会社、国立大学、トイレメーカー、メディア及び民間店舗等に対し、女性トイレに「女性専用」の明示

をすることを求めたり、性自認概念の導入に反対する原告に対する取材を求めたり、アンケートを実施したりした（甲60から62まで、乙16）。

エ 原告は、同年4月5日、女装者による事件で報道されたものをリスト化し、本件サイトにおいて発表した（乙27）。

オ 原告は、同年5月16日、地方自治体議会に対し、改正労働安全衛生規則が施行されたことにより、女性トイレが職場や公衆便所等で減少する可能性があるため、トイレを男女別とする同規則の定めを維持する意見書を出すように求める陳情書を提出したことを本件サイト上に公開した（乙25）。

(2) 被告による本件投稿の経緯

被告は、原告の活動内容を前提にして、それが差別に当たると考え、LGBT当事者として、トランスジェンダー差別に反対する目的で、本件投稿をした（甲72）。

2 争点1（本件投稿は、特定の事実を摘示して原告の名誉を毀損するものか、それとも、意見ないし論評により原告の名誉を毀損するものか。）について

(1) 特定の事実を摘示して原告の名誉を毀損するものか、意見ないし論評により原告の名誉を毀損するものかの区別については、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として、名誉毀損の成否が問題となっている表現が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記事項についての事実を摘示するものであり、そのような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や議論などは、意見ないし論評の表明に属するものであるとして区別するのが相当と解される（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平成15年（受）第1793号、同年（受）1794号同16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照）。

(2) 前提事実のとおり、本件投稿は、原告が悪質なトランスジェンダーを差別す

る団体であると指摘したものであるが、上記1のとおり、本件投稿が前提とした事実は、原告の活動が、トランスジェンダー女性による女性トイレの利用を認めないように活動していることが差別に当たることをいうものである。

ところで、差別とは不合理に他者と異なる扱いをすることと解されるどころ、不合理といえるかどうかは、究極的には法的判断であると言わざるを得ないため、原告の活動が差別に当たるかどうかは、証拠等によってその存否を決することが可能とはいえず、証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や議論であるというのが相当である。

したがって、原告が悪質なトランスジェンダーを差別する団体であるとの指摘は、意見ないし論評の表明に当たるといふべきである。

これに反する原告の主張は、理由がなく採用できない。

(3) 以上のとおりであり、本件投稿は、意見ないし論評によって原告の名誉を毀損するものと認められる。

3 争点2（違法性阻却事由又は責任阻却事由が認められるか。）について

(1) ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実にかかり、かつ、その目的がもっぱら公益を図ることにあつた場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものと解される（最高裁昭和55年（オ）第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年（オ）第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252号参照）。

(2) 上記1(2)のとおり、本件投稿は、原告の活動内容を前提としているところ、原告の活動内容が、社会全体に対してトランスジェンダー女性による女性トイレの利用を認めないよう働きかけることにあることを踏まえると、一般に社会

的関心の対象となり得る事項であるため、公共の利害に関する事実にかかるものといえることができる。また、上記1(2)のとおり、本件投稿の目的は、トランスジェンダー差別に反対する目的であったと認められるから、その主たる目的は公益を図ることにあるといえることができる。さらに、上記1(2)のとおり、本件投稿の前提は原告の活動内容であるところ、上記1(1)によれば、本件投稿の前提である原告の活動内容は真実であるといえることができる。

加えて、本件投稿が人格攻撃に及ぶようなものであることを認めるに足りる証拠はないので、意見ないし論評としての域を逸脱するものともいえない。

(3) したがって、本件投稿については違法性阻却事由が認められる。

(4) これに対し、原告は、原告の活動内容は差別には当たらない旨の主張をする。

しかし、意見ないし論評による名誉毀損については、仮に、その内容が不当、不合理であったとしても、上記(1)のとおり違法性阻却事由の成立が妨げられることはないので、上記原告の主張は失当である。

4 争点3（損害の発生及びその額）について

判断することを要しない。

5 争点4（名誉回復措置の要否）について

上記のとおり、本件投稿が違法であるとは認められないので、本件投稿が違法であることを前提とする争点4について判断することを要しない。

6 結論

よって、原告の請求は理由がないから、いずれもこれを棄却することとして本文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

小西 洋

小 西 洋

裁判官

谷藤 一 弥 

谷 藤 一 弥

裁判官

門野 重美 

門 野 重 美

裁 判 用 紙

5

別紙 投稿記事目録

投稿日時 令和4年9月25日午後0時37分

URL <https://twitter.com/arielcookie/eliu/status/1573879436713529344>

投稿記事 悪質トランス差別団体「女性スペースを守る会」は今度安富歩先生に提訴
した。安富先生を支持します。#LGBT

以上

表
半
用
紙

別紙 謝罪文目録

掲載条件 被告のツイッター(現エックス) (<https://twitter.com/arielcookieiu>)

のトップに1か月間固定して掲示する。

掲載要領 氏名については自署する。

掲載内容 私は2022年9月25日、女性スペースを守る会につき「悪質トランス差別団体」と修飾して本ツイッターに掲示してしまいました。これは事実に対し同会の名誉を著しく毀損するものでありました。

ここに深く謝罪してこれを削除し、この文章を1か月間ここに掲示します。

****年**月**日 アリエルクッキーリュウこと劉靈均

以上

10

これは正本である。

令和6年7月12日

横浜地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 小林 とも子